

令和6年度 教育施設利用(1号認定子ども)のしおり 【認定こども園(教育標準時間)・私立幼稚園利用案内】

- ◎認定こども園（教育標準時間）や新制度に移行した私立幼稚園を利用する場合、市からの教育・保育給付認定（1号認定）が必要です。
- ◎新制度に移行しない私立幼稚園（市内私立幼稚園は全て移行済み）の入園手続きは、利用を希望する園にお申込みの上、無償化の対象となるには、市から施設等利用給付認定（新1号認定）を受ける必要があります。（上限月額 25,700 円）

「子ども・子育て支援新制度」と「認定こども園・幼稚園」

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」を含む子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年4月から全国的に施行される新たな制度です。おもな目的は次の3点となります。

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- 地域の子ども・子育て支援の充実

新制度の導入で、認定こども園や幼稚園は次のようになっています。

認定こども園

- ・幼稚園・保育園と同様に単体の教育・保育施設となりました。
- ・「保育の必要性」がある場合も利用できます。
- ・市から教育・保育給付認定が必要で、保育料は市が決定します。

新制度に移行した 私立幼稚園

- ・新制度に移行しました。
- ・市からの教育・保育給付認定が必要です。
- ・保育料は、市が決定します。

新制度に移行しない 私立幼稚園

- ・新制度に移行しません。
- ・市から施設等利用給付認定が必要です。
- ・保育料は、園が決定します。

※公立幼稚園の利用を希望する場合も教育・保育給付認定が必要です。詳しくは利用を希望する公立幼稚園にご相談ください。

教育・保育給付認定と手続き

◎教育・保育給付認定について

新制度に移行する幼稚園・認定こども園・認可保育所等を利用するためには、子どものための教育・保育についての「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。認定こども園（教育標準時間）または新制度に移行する幼稚園を利用するための教育・保育給付認定は、「1号認定」となります。

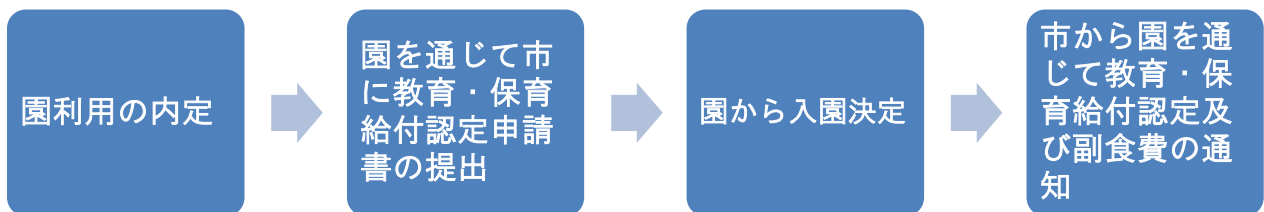
認定区分		保育の必要性	利用可能施設
1号	満3歳以上・教育標準時間認定	なし	幼稚園※、認定こども園
2号	満3歳以上・保育認定	あり	保育園、認定こども園
3号	満3歳未満・保育認定	あり	保育園、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業

※新制度に移行しない幼稚園をご利用になる場合で、無償化の対象となるには、施設等利用給付認定（新1号認定）を受ける必要があります。

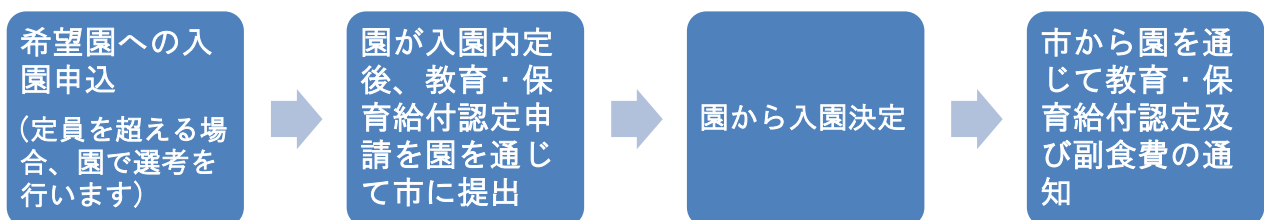
※教育・保育給付認定を2号認定に変更を希望する場合は、子育て支援課にご相談ください。

◎教育・保育給付認定、園利用の流れ

- ・すでに令和6年4月以降の園利用の内定がある場合



- ・これから園利用の申込みをする場合



※本市外の認定こども園または新制度に移行する私立幼稚園を利用する場合も同じ手続きになります。

★支給認定証は、大切に保管してください。

保育料・給食費について

令和元年10月1日からの、幼児教育・保育の無償化により、これまで保護者の所得に応じてご負担いただいていた、3歳～5歳児の保育料の支払いはなくなりました。月額「0円」となっています。

※幼稚園の場合、満3歳となった日から無償化の対象となります。

保育園の場合、3歳の誕生日を迎えた最初の3月31日までは「2歳児」扱いとなり、翌年度4月から無償化の対象となります。

ただし、園によっては入園料を徴収する場合があります。
また、教材費や行事費、給食費等の実費負担があります。

●給食費

給食費の区分	取扱い
主食費 (ごはん・パン・めんなど)	実費、米持参など
副食費 (おかず・おやつなど)	実費(一部世帯を除く)

●副食費が免除となる世帯

保護者などの市区町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯や国の算定基準(※)による第3子以降は、**副食費の保護者負担が免除**されます。

※1号認定子どもに係る国の算定基準は、小学校3年生以下の子どもの数でカウントします。

●副食費免除可否の切り換え時期

副食費は、毎年9月が切り換え時期になります。9月分以降の副食費は、園を通じてお知らせします。

令和6年4月分～令和6年8月分	令和6年9月分～令和7年3月分
令和5年度市民税に基づき算定	令和6年度市民税に基づき算定

※副食費の免除の可否については、保育料決定通知等に記載がありますので、そちらをご確認ください。

●給食費の負担額や支払いについて

給食費(主食費、副食費)は、施設により金額が異なります。

施設期限や納入方法を施設に確認の上、施設に対してお支払ください。

預かり保育の利用について

令和元年10月1日から始まった、幼児教育・保育無償化により、保護者が就労（月12日以上、かつ、月48時間以上）などの理由から、幼稚園の利用に加え、預かり保育を利用している場合、市から施設等利用給付認定（新2号認定）を受けることによって、月額11,300円を上限として、無償化の対象となります。

施設等利用給付認定を受けなくても、施設の利用は出来ませんが、無償化の対象にはなりません。

※実際の利用料と上限額（利用日数×450円、上限月額11,300円）のどちらか低い方の金額が上限となります。（超過分を施設へ支払うこととなります。）

※令和6年4月1日の入所にあわせて預かり保育を利用する予定がある場合は、4月1日以前に市から施設等利用給付認定を受ける必要があります。

認定こども園・私立幼稚園一覧

◎認定こども園（教育・保育給付認定が必要です） ※令和6年4月1日予定施設

園名	住所	電話番号
せんだい幼稚園（幼保連携型）	平佐町 3590 番地 2	20-1280
青山幼稚園（幼保連携型）	青山町 4194 番地	20-0775
のぞみ幼稚園（幼保連携型）	大小路町 54 番 16 号	22-3744
鹿児島純心大学附属純心幼稚園（幼保連携型）	隈之城町 1001 番地	23-6168
川内すわこども園（幼保連携型）	御陵下町 19 番 5 号	22-2764
りぼんこども園（幼保連携型）	天辰町 1866 番地 1	24-8181
みくにキッズ保育園（保育所型）	御陵下町 11 番 9 号	22-3974
高江こども園（幼保連携型）	高江町 1875 番地	27-2225
川内すわこども園 SECOND（幼保連携型）	中郷 3 丁目 327 番地 1	24-8400
さつま川内こども園（幼保連携型）	田崎町 206 番地 1	29-5101
せいくんこども園（幼保連携型）	平佐町 2843 番地 1	20-1123
愛こども園（幼保連携型）	天辰町 74 AITOWN 天辰集合住宅1階	24-8811
水引こども園（幼保連携型）	水引町 4795 番地	26-2124
すわこども園（幼保連携型）	樋脇町市比野 550 番地	38-1193
善福寺こども園（幼保連携型）	樋脇町塔之原 1177 番地	37-2103
びぼあ（幼保連携型）	入来町副田 6046 番地 25	44-4381
入来こども園（幼保連携型）	入来町浦之名 7517 番地 3	44-2391
若あゆこども園（幼保連携型）	東郷町斧渕 4490 番地 1	42-1106
なかよしこども園（幼保連携型）	祁答院町藺牟田 295 番地 1	56-0033

◎新制度に移行した私立幼稚園（教育・保育給付認定が必要です）

園名	住所	電話番号
みくに幼稚園（私立幼稚園）	御陵下町 11 番 9 号	22-3974
川内聖母幼稚園（私立幼稚園）	若松町 2 番 20 号	22-3877

教育・保育給付認定申請書の記入上の注意

教育・保育給付認定申請書の記入に当たっては、以下のことにご注意ください。

1. 教育・保育給付認定申請書は、児童ごとに作成してください。
2. 申請児童の年齢は、令和6年4月1日時点の年齢を記入してください。
3. 「利用希望施設欄」は、内定を受けている場合、第1希望に内定を受けている園名を記入してください。
4. 保護者（父・母）が、単身赴任等の理由で異なる住所の場合は、空いているスペースに保護者の住所を記入してください。
5. 「保育の希望の有無」欄は、認定こども園（教育標準時間）または新制度に移行する幼稚園のみの利用を希望する場合は、「無」に○をつけてください。
6. 「①世帯の状況」欄は、申請児童以外の世帯員についてご記入ください。
7. 「②利用を希望する期間」欄は、申請児童が小学校就学の始期に達するまでの期間を記入してください。
8. 1号認定の教育・保育給付認定を申請する場合は、「③保育の利用を必要とする理由等」欄は、記入する必要はありません。
9. 「④祖父母の状況」欄は、祖父母の現況について該当する欄の□にチェックしてください。同居している場合は、別居の住所の欄への記入は不要です。死亡されているときは、該当する「祖父」・「祖母」の各氏名欄に「亡」と記入してください。

◎添付資料について

教育・保育給付認定の申請にあたって、次の資料を添付してください。

対象者	資料名称
全 員	教育施設利用に関する確認・同意書

◎該当する場合のみ必要となる資料

利用開始日現在、お子さんや同居の方に障害がある場合	身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当証書などの写し …障害のある方がいる世帯として保育料算定される場合は、必ずご提出ください。
在園中のお子さんが障害児支援サービス（児童発達支援等）を利用中または計画中の場合	サービスを受けていることがわかる書類、サービス計画書の写し等
離婚調停中で配偶者と別居している場合	呼び出し状または事件係属証明書

■お問い合わせ先■

薩摩川内市役所

《本庁》〒895-8650 薩摩川内市神田町3番22号

●子育て支援課 保育グループ TEL (0996)23-5111 (内線 2363、2362)

市HP <https://www.city.satsumasendai.lg.jp/>